

処方箋の一般名記載

市場に出回っている薬には、製薬会社がつけた商品名が必ずつけられています。「商品名」は必ずしもその薬の「成分名」ではありません。一般名処方とは、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋を発行することです。

一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、混乱や間違いの原因にもなりえます。

しかし、一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品が必要な患者の皆様の安全性が高まります。

当院では、今般の薬剤の供給状況等を踏まえまして、上記の趣旨を皆様に十分にご理解賜りますようお願い申し上げます。患者の皆様にはご不便をお掛けすることと存じますが、何卒ご了承をお願いいたします。

2023年4月1日